

令和2年（ネ）第3049号 境川金森調節池建設差止請求控訴事件

控訴人 高橋靖昌ほか

被控訴人 東京都

証 拠 説 明 書

(甲89)

令和3年3月3日

東京高等裁判所第8民事部E係 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 只 野 靖

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備 考
90	意見書 「大東水害 最判基準を 踏まえた河 川改修の原 理」	原 2021年 3月2日	政策研 究大学 院大学 教授 福井秀 夫	<p>国土交通省にて河川行政の豊富な実務経験を有し、現在は行政法の研究者である福井秀夫の意見書。</p> <p>河川改修は、限られた予算の中で、現実に住民が氾濫可能性のある区域に多数居住している制約をも踏まえ、支出可能な予算の範囲内で、最大限関係住民の利益が守られるよう、適切な優先順位に基づき事業を実施するという基本的な原理が存在しており、公共性、公益上の必要性は、この基本的な原理に則っていないなければならないこと(1頁)。</p> <p>大東水害最判は、不法行為法の設置管理瑕疵に関する基準を示したものであるが、さらに重要な含意は、基本的な河川改修原理のあり方と、安全性に関する最低基準を示したことにあること(7頁)。</p> <p>原判決は、以下の点で誤っていること。</p> <ul style="list-style-type: none">・河川改修原理の無理解・行政が設置する「委員会」への過度の依存・金森調節池の役割の過大な評価・調節池の効果を都管理区間だけに限定する作為的な効果試算の追認・計画完成時の整備効果のみを提示・強調する作為の追認	